

マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第一審判決言渡し

個人番号（マイナンバー）制度は、プライバシー権・自己情報コントロール権や人格権を侵害するものであり、憲法第13条に違反するとして、原告らは個人番号の利用差止等を求めています。

2015年12月1日の第一次提訴、2016年3月24日の第二次提訴から4年の歳月と17回の口頭弁論を重ね、東京訴訟の第一審は2019年12月2日に結審しました。

いよいよ判決が言い渡されます。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

- 日時 2020年2月25日（火曜日）13時30分 判決言渡し
- 場所 東京地方裁判所（裁判所合同庁舎）1階 103号法廷（約100人傍聴可）
- 交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分

●スケジュール

13時30分 判決言渡し

終了後 報告集会等

・詳細が決まり次第、お知らせします。

★裁判・報告集会は、どなたでも傍聴・参加できます。この問題に関心を寄せる方の傍聴・参加を呼びかけます。

●お問い合わせ

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

電話 03-3586-3651（東京合同法律事務所 担当弁護士：瀬川）



（チラシ作成：共通番号いらないネット <http://www.bango-iranai.net/>）